

22倉健発第196号
平成22年9月24日

任意継続被保険者 殿

倉庫業健康保険組合
理事長 小泉 駿 一

被扶養者の再認定について

時下 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

当組合の事業運営につきましては、日頃格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度厚生労働省の通達により、被扶養者の再認定を実施することとされましたので、平成22年10月に被扶養者の再認定を下記の要領にて実施する運びとなりました。

つきましては、同封いたしました「健康保険被扶養者確認調書」により、認定されている被扶養者の現状をご確認いただいたのち、平成22年10月29日（金）までに、「健康保険被扶養者確認調書」と、証明書類を添付のうえ、健康保険組合までご提出をお願いいたします。

なお、提出期限までに書類の提出がない場合には、被扶養者の認定を取り消させていただきますこととなりますので、ご承知おきください。

記

1. 確認事項について

「健康保険被扶養者確認調書」により、現在認定されている被扶養者の現状（認定・削除漏れの有無）の確認および以下に掲げる証明書類において被扶養者の収入額等の確認のうえ、再認定を行います

※「健康保険被扶養者確認調書」は平成22年9月15日現在で作成しております。

2. 再認定対象者について

平成23年9月 日現在で被扶養者の認定を受けている全ての者

3. 証明書類が必要な被扶養者について

再認定対象者のうち、18歳（平成4年4月1日以前に生まれた者）以上の被扶養者全員

同封の「健康保険被扶養者確認調書」の右側証明書欄に「**要**」と印字されている被扶養者

4. 提出証明書類について

「健康保険被扶養者確認調書」の裏面をご参照いただき、①から④に該当する証明書類をご用意のうえ「健康保険被扶養者確認調書」に添付してください

なお、提出いただいた証明書類で判断しかねる場合、必要に応じて現況等をお伺いすることもありますのでお含み置き下さい

5. 提出期限について

平成22年10月29日（金） ※期限厳守

※ご提出の際は、「健康保険被扶養者確認調書」に各種証明書類をホッチキス等で綴じてお送りください

6. 被扶養者の認定の取消しについて

（1）督促しても証明書類の提出がない場合、平成22年11月1日付けで被扶養者の認定取消しをさせていただきます

（2）認定取消し日以降、医師の診断・治療を受けても組合ではその費用を負担いたしかねますのでご承知おきください

（3）証明書類の未提出により認定取消しとなった方の再認定の申請は、通常どおり「健康保険被扶養者（異動）届」に証明書類を添えて申請していただくこととなりますのでお含み置き下さい

7. その他

- (1) 就職し既に健康保険の適用を受けている場合や、パート・アルバイト収入が認定基準を超え、被扶養者の認定から外れる場合は、「健康保険被扶養者確認調書」右側の扶養削除年月日、及び扶養削除の理由欄に**赤ペン**で記入うえ、保険証を添えてご提出ください

- (2) 漢字、生年月日、性別、続柄、住所に訂正がある場合については、「健康保険被扶養者確認調書」の訂正箇所に二重線を引き、正しいものを赤ペンで記入のうえ、保険証の表面に訂正がある場合には、保険証を添えてご提出ください。
なお、電話番号の変更がある場合については、「健康保険被扶養者確認調書」の余白に**赤ペン**で記入してください

「健康保険被扶養者確認調書」で、削除、訂正等を行うのは、この再認定の時のみの事務処理の取扱とさせていただきますので、「健康保険被扶養者確認調書」をご提出後の削除、訂正については、所定の用紙をご使用いただきます

8. 個人情報の取得目的および取扱について

- (1) 今回の再認定は厚生労働省の通達により実施するものであり、ご提出いただく証明書類等は被扶養者の再認定にのみ使用し、他に転用することはありません

- (2) ご提出された証明書類は、当組合が責任をもって厳重に保管、破棄いたします。
なお、ご提出された証明書類等についての返却はいたしかねますのであらかじめご了承ください